



文部科学省

学修者本位の教育を実現するための 教学マネジメントの確立について

令和7年10月24日

文部科学省高等教育局大学振興課学務係

若松 沙也加

学士課程答申 (H20) «指摘・課題»

- 我が国の大学の大きな問題の一つは、教育内容・方法、学修の評価を通じた質の管理が緩い。
- 我が国の学士課程教育は、かねてから入難出易と評され、評価の厳格化が求められてきたが、進学率が上昇し続け、大学全入に至ろうとする今日、入学生の約8割が修業年限で卒業し、卒業までに退学する者は1割程度にとどまるという状態に目立った変化はない。

質的転換答申 (H24) «目指すべき方向性»

- 生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要。
- すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。
- 従来の教育とは質の異なるこのような学修のためには、学生に①授業のための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学生同士のディスカッション、他の専門家等とのコミュニケーション等）、授業の受講（教員の直接指導、その中の教員と学生、学生同士の対話や意思疎通）や事後の展開（授業内容の確認や理解の深化のための探究等）を促す教育上の工夫、②インターンシップやサービス・ラーニング、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要。
⇒ 学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠。

質的転換答申（H24）«目指すべき方向性»

- 各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学が重視する教育に関する営為と活動に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言える。
- 学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠。そのためには、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証することが必要。
⇒教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画（シラバス）の充実、全学的な教学マネジメントの確立と連なって進めることが重要。
- 学士課程教育の質的転換を図るために、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要。
そのためのシステムの再構築やそれを支援するスタッフの要請や確保も必要。
⇒学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメントの確立や、それを可能とする実効性ある全学的なガバナンスと財政基盤の確立が必要。
- 「学士課程教育」という概念の未定着という課題の解決のためには、まず学位授与の方針を明示し、その方針に沿ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要。
また、学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申（H30）«高等教育が目指すべき姿－学修者本位の教育への転換－»

- 我が国の大学については、米国等の大学と比較して、学修時間が短いとの指摘や、学生が受講する科目が多く、授業以外の学修時間の確保を難しくしているのではないかとの指摘もあり、密度のある学修体制を整える必要がある。
- 学修時間の確保を難しくしている背景には、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟課程等を考慮・把握することなく、単に個々の教員が教える内容が授業として提供され、教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという課題がある。
- 保証すべき高等教育の質は、学修者が何を学び、身につけることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかということが重要な要素であり、各高等教育機関はこれらを自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められる。
- 教学マネジメントの確立に当たっては、下記が重要。
 - 各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（「三つの方針」）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むこと
 - このようなPDCAサイクルが、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していること
 - 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用すること
 - 各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくこと
 ⇒国の責務として、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきか等を網羅的にまとめた
教学マネジメントに係る指針の策定を提言。
- 我が国の質保証に係る制度の前提となる大学設置基準を時代に即したものとして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要がある。

教学マネジメント指針（R2）«全学的な教学マネジメントによる教育改善»

- これらの観点を踏まえ、令和2年に教学マネジメント指針が策定され、「三つの方針に基づき、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営」のために確実に実施されることが必要な取組や留意点が、以下5つの観点で整理された。

- I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化
- II 授業科目・教育課程の編成・実施
- III 学修成果・教育成果の把握・可視化
- IV 教学マネジメントを支える基盤
- V 情報公表

「教学マネジメント指針」の概要

1. 教学マネジメントとは

- 教学マネジメントの定義は、「**大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営**」
- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

2. 「教学マネジメント指針」の概要

取り組み		概要		
I	「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定 		
II	授業科目・教育課程の編成・実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成 ● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要 ● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる 		
追補	「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す ● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施 		
III	学修成果・教育成果の把握・可視化	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化 ● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保 		
【大学全体レベル】 ・大学全体で厳格な成績評価の実施 • GPAの信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表 • 大学としての考え方を内外に示す • 可視化に用いる情報の自主的な策定・開発 • 教育改善を進める全学的な組織の整備		【学位プログラムレベル】 • 複数教員分担による科目的成績評価の平準化 • 成績評価が意図通りか点検 • GPAを多様な用途で活用 • 学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価 • 様々な情報の組み合わせによるDPの達成状況の評価・適切な学生へのFB	【授業科目レベル】 • 各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価 • 成績評価結果等の分布を踏まえた授業改善 • 重点科目的評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする	
IV	教学マネジメントを支える基盤 (FD・SD、教学IR)	<ul style="list-style-type: none"> ● DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義 ● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施 ● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進 		
V	情報公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要 ● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要 		

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に關し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に關し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クオーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に關し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に關し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～答申（R7）「教育研究の【質】の更なる高度化」

- 予測不可能な時代にあって、「知の総和」向上に向け、学生一人一人が自らの可能性を最大限に發揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようになるためには、「何を学び、身に付けることができるのか」を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させることが必要。学びの質を高めるための教育内容・方法の不断の改善と、その改善を制度的に担保する質保証・向上システムの改善・充実が不可欠。

＜学びの質を高めるための教育内容・方法の改善＞

- 教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実するため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進が必要。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須。
- 俯瞰的・横断的な視野、複数の異なる視点のアプローチを用いて思考する力を育成する観点から、複数の学問分野を通じて基礎的・汎用的な能力を身に付ける教育や、実践的な教育研究を実施するなど、柔軟な教育課程を編成することも必要。

＜新たな質保証・向上システムの構築＞

- 「知の総和」の向上に向け、一人一人の能力が高まるようにしていくためには、これまで累次の答申で述べてきた質的転換、質保証を更に発展させ、質向上をより重視する視点から、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが必要。
- 認証評価制度については、「評価のための評価」から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要。その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべき。
- その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようになるとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。

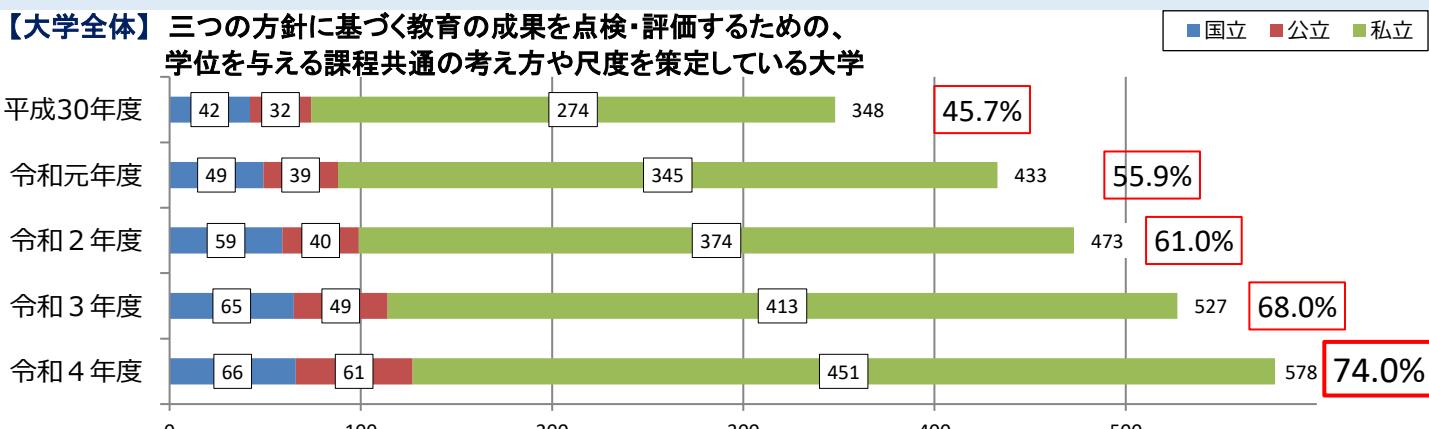
大学における取組状況【令和4年度・学部段階】

・出典：「大学における教育内容等の改革状況調査」（文部科学省実施）
(短期大学、専門職大学、専門職短期大学は調査対象外)

✓ 教学マネジメントの確立に向けた取組は、5年前から全体的に進展。

＜教育の質の保証＞

【大学全体】 三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程共通の考え方や尺度を策定している大学



○三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価している大学が平成30年度から約28ポイント増加。

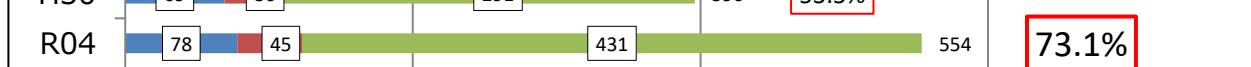
【学部段階】 カリキュラム編成上の具体的な取組

能動的学修（アクティブラーニング）を取り入れた授業を実施



○学びの質を高める教育内容の観点から、学修者の能動的な参加を取り入れた授業の実施や教育課程の体系化に取り組む大学が増加。

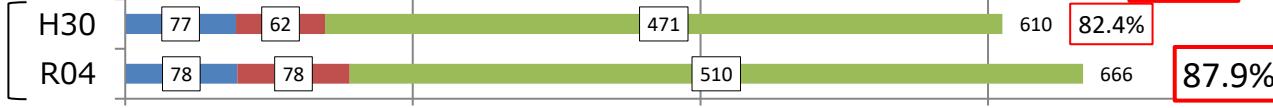
ナンパリングを実施



履修系統図（カリキュラム・ツリー等）を活用



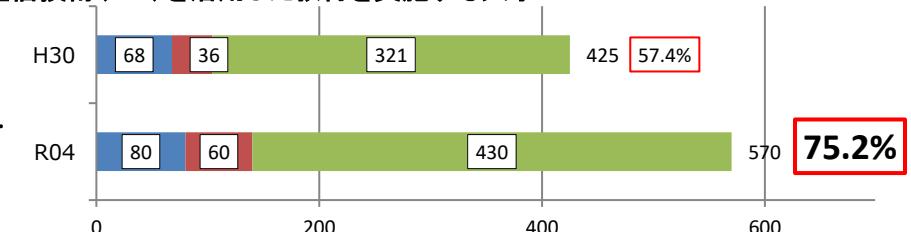
大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮



＜教育の質の向上＞

【学部段階】 情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学

学習管理システム（LMS: Learning Management System）を利用した事前・事後学習の推進



○学びの質を高める教育方法の観点から、学修管理システム（LMS）など多様なメディアを活用して事前・事後学修を推進している大学が平成30年度から約18ポイント増加。

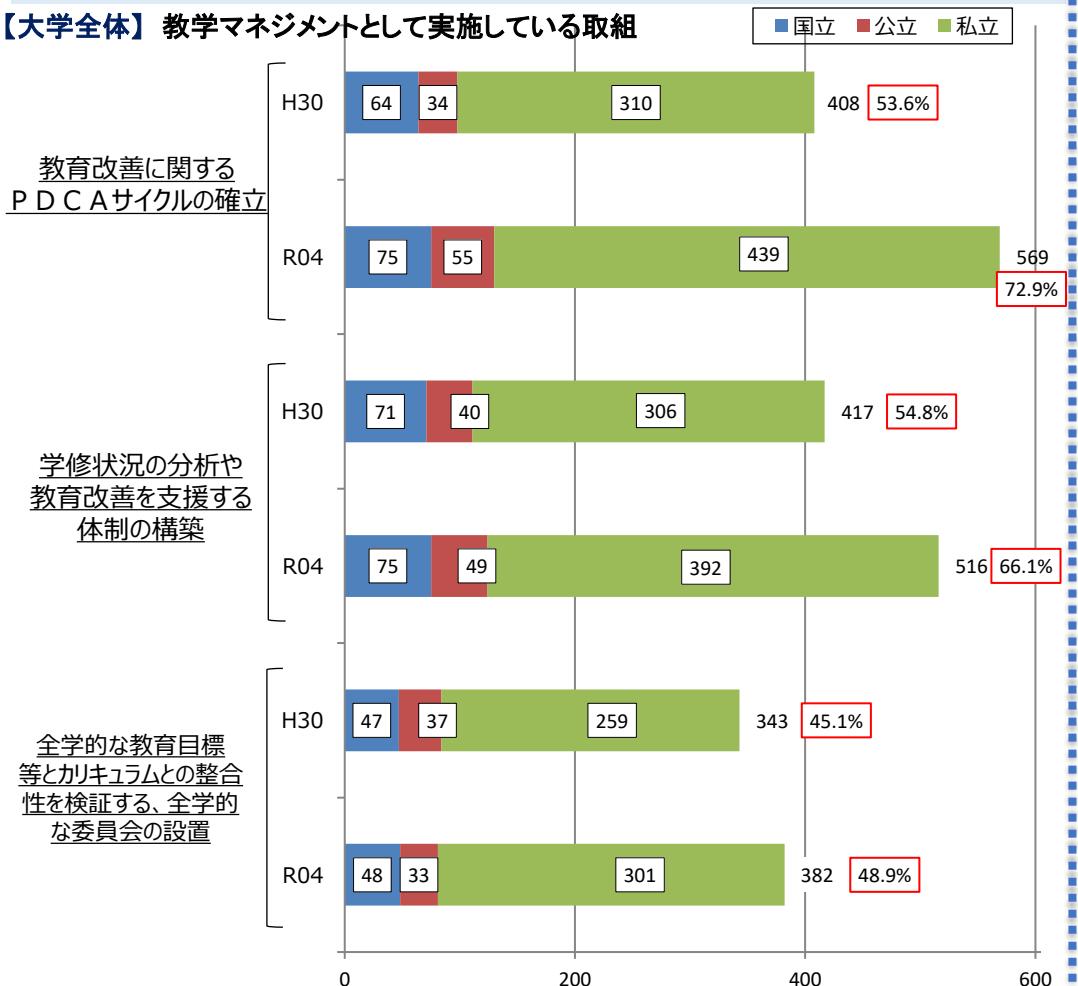
大学における取組状況【令和4年度・学部段階】

・出典：「大学における教育内容等の改革状況調査」（文部科学省実施）
(短期大学、専門職大学、専門職短期大学は調査対象外)

- ✓ 教学マネジメントの確立については、個々の取組を有機的に関連付け、根本的かつ包括的な教育改善に繋げていく観点からは道半ばであり、教育及び学修の質の向上に向けて不断の改善が必要。
- ✓ 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築を促進する観点から、アカデミック・アドバイジングをはじめとする学修支援体制の整備が必要。
- ✓ 学びの質を高める教育内容の観点からは、柔軟な教育課程の編成を行うため、汎用的能力育成や文理横断・文理融合教育の実施が必要。

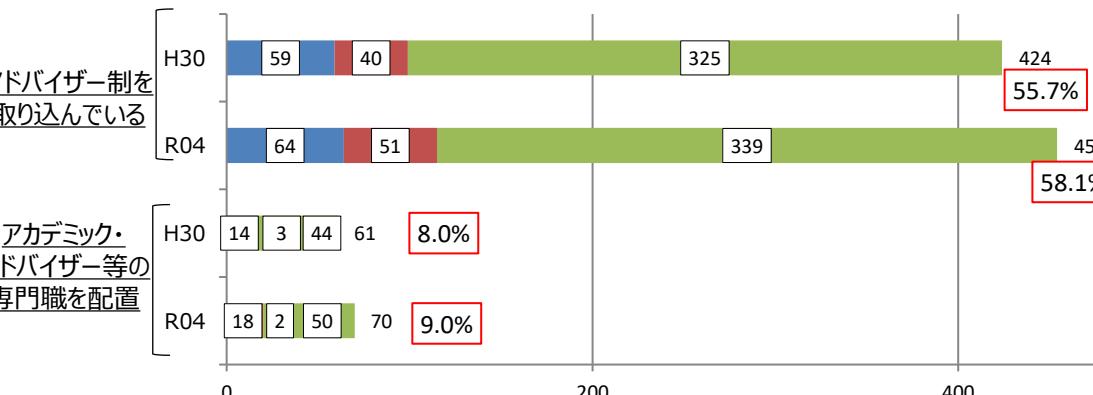
＜全学的な教学マネジメント＞

【大学全体】 教学マネジメントとして実施している取組



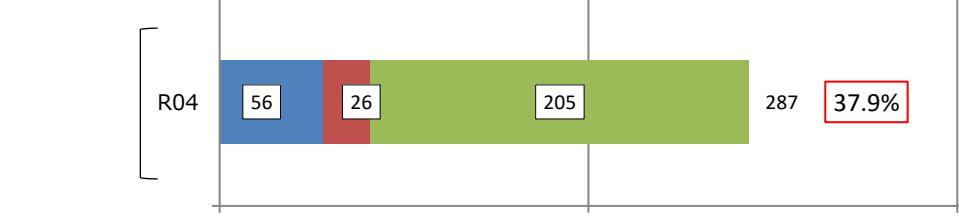
＜教育の質の向上＞

アドバイザー制を取り込んでいる



アカデミック・アドバイザー等の専門職を配置

学位プログラムや一般教育・共通教育等において文理横断・文理融合教育の実施



学部の壁を越えた充実した教育課程の構築



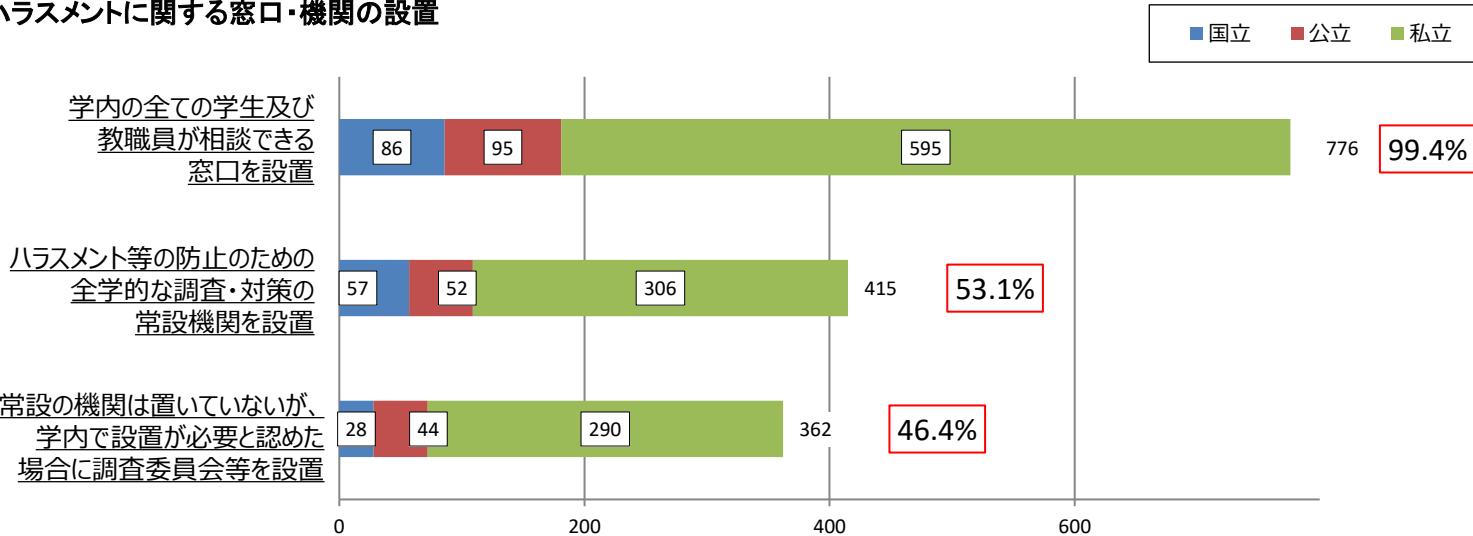
大学における取組状況【令和4年度・学部段階】

出典：「大学における教育内容等の改革状況調査」（文部科学省実施）
(短期大学、専門職大学、専門職短期大学は調査対象外)

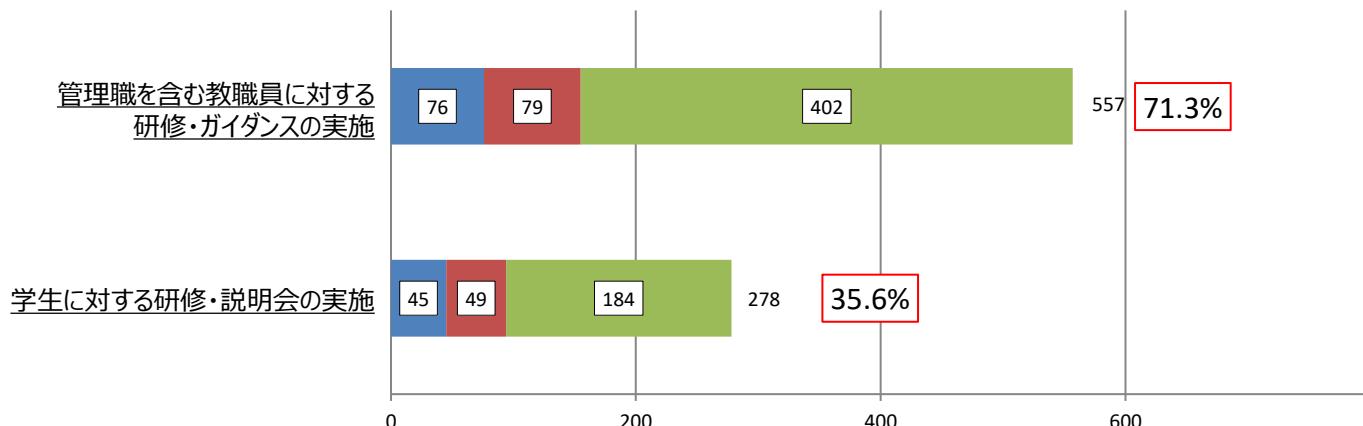
✓ハラスメント防止に向けた周知・啓発活動について、多くの大学が管理職を含む教職員に対する研修・ガイダンスを実施。学生に対する研修・説明会の実施等についても、文部科学省が公開している研修教材（※）を活用する等、一層の取組が必要。

＜ハラスメント防止に向けた取組＞

【大学全体】ハラスメントに関する窓口・機関の設置



【大学全体】ハラスメント防止のための普及・啓蒙活動



大学におけるハラスメント防止に向けて（研修教材の紹介）

経緯

- 学生がハラスメントに悩まされることなく学べる環境は、個々の学生の学びを支える基本的な前提条件であり、教育機関である大学においてハラスメントが生じることはあってはならない。
- 大学においても、学生が安心して就学できる環境を確保することが求められていることから、文部科学省としても、行為者への厳正な対処に関する学内規則の整備等について、参考としていただきたい事項等を周知してきたところ。
- 大学における課題や優れた対応事例等も踏まえて、今般、各大学における研修等で活用できるハラスメント防止の啓発のためのコンテンツを作成。

公表サイトはこちら→



教材内容

①大学生向け研修動画

- 主な情報**
- ハラスメント対策の必要性
 - どのようなことがハラスメントにあたるのか
 - ハラスメントに巻き込まれた際の対処法
 - 自分が加害者にならないために気を付けること



- ハラスメントに遭ったらどう対応すればいいんだろう？
- そもそも大学でのハラスメントって何があるの？

セクハラについて パワハラ/アカハラについて

ハラスメントとは何か示したうえで、そうした場面における考え方の基本や心構えを概括的に紹介。

②教職員向け研修資料

主な情報

- ハラスメントの定義・類型・要件と大学教員に求められる役割
- 大学でハラスメントが起きる背景
- ハラスメントの具体例（最近のトレンドを含む）
- ハラスメント防止のための心構え・対処方法



- どういった指導がハラスメントになるんだろう？
- 学生との距離が近い中で、どうすればハラスメントを未然に防げる？



ハラスメントの事例や対応のポイント、学生とコミュニケーションをとる際の心構え等について、具体的に紹介。

③担当者向け研修資料

- 主な情報**
- ハラスメントの定義、類型、要件と相談窓口の必要性
 - ハラスメント相談対応の流れ
 - 相談員の役割（①問題の整理、②選択肢提示、③意識決定の援助）
 - 相談窓口としての適切な環境構築の方法



- 相談窓口の職員として、ハラスメントに適切な対応をしたい。
- 何に気を付けて相談に対応をすればいい？

ハラスメント対応の流れや相談員の役割等について、具体的に紹介。

④管理職向け研修資料

主な情報

- ハラスメントが与える影響・相談対応の流れ
- 組織としてできる体制整備の概要（ルール整備、人員配置、制度構築等）
- ハラスメントが起きにくい組織づくりの方法（研修、情報共有、性的多様性への理解）
- 事案発生時の心構え



- 組織の管理職として、ハラスメントのない学校づくりを行いたい。
- 未然防止とハラスメントが起きた際の対応について意識すべきことは？



ハラスメント対策に向けたシステム構築の方法等について、具体的に紹介。

今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

⑤ 情報公表の推進

学生目線から大学教育や学びの実態を把握するために国が試行実施している「全国学生調査」について、学生の学修成果に関する情報を他の大学・学部間でベンチマークできるという利点を十分に生かす形で、その調査結果を教育の質の向上に向けて積極的に活用することも重要である。

＜具体的方策＞

○ 全国学生調査の活用

- ・全国学生調査の全校参加に向け、参加等に関するインセンティブの設定を行うとともに、円滑な調査の実施に向けて体制の整備を行う。
- ・各高等教育機関における IR 等を通じた自己点検評価と認証評価での全国学生調査の結果の活用を促進するために周知等を行う。

全国学生調査について

概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識**等について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和元、3、4、6年度と4回の試行実施を行い、**今後、調査方法・質問項目等の調査設計を固め、令和7年度以降に本格実施。**

背景

- 学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

目的

- 各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- 大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界、海外の留学関係者**等が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- 国が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- 学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

令和7年度（本格実施）概要

【調査対象】

- 参加意向のあった大学（短期大学を含む）の学部（短期大学は学科）に在籍する、2年生及び最終学年生（短期大学は最終学年生のみ）（※通信教育課程に在籍する学生は対象外とする。）

【調査方法】

- ①文部科学省が実施するインターネット（WEB）調査
- ②参加大学が実施する学生調査（大学独自の学生調査の中に本調査の質問項目を設定）

【調査時期】

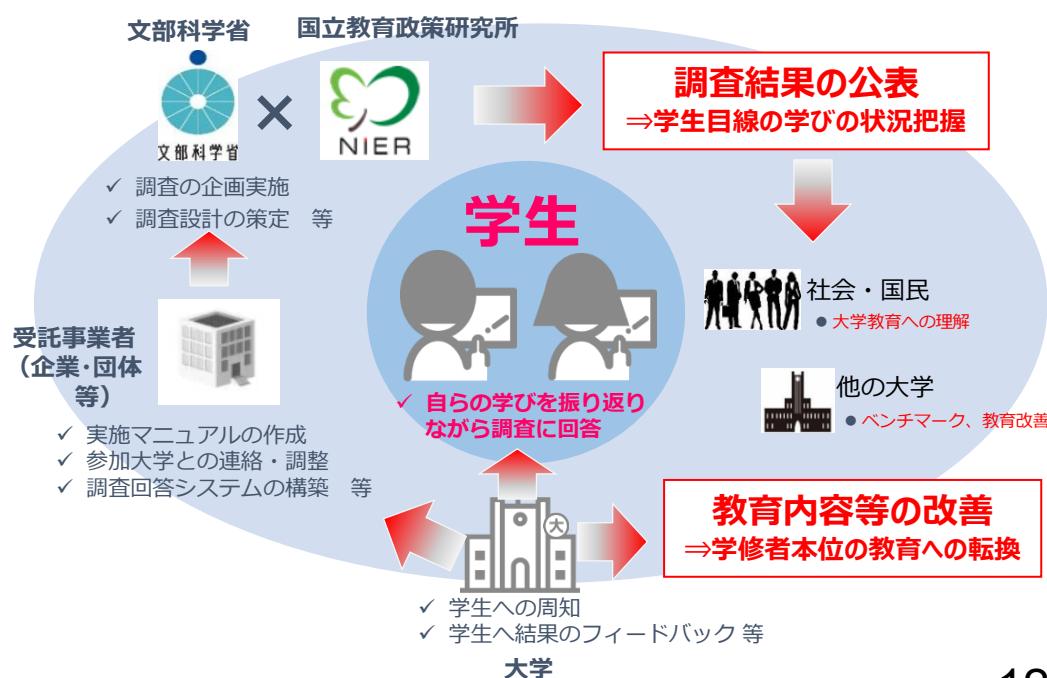
- 令和7年10月～令和8年3月（予定）
(このうち、各大学において1か月程度の期間設定を推奨)

【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
 - 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
 - 大学での学びに関する意識
 - 一週間の生活時間 等
- （選択式33問・記述式1問）

【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果（個別大学の結果は非公表）や各質問項目の上位校（ポジティブリスト）を公表
- 参加大学には自大学の調査結果を教学IRとしてフィードバック



令和7（2025）年度より本格実施を開始します

全国学生調查

全国学生調査とは？

－調査結果はこのように活用できます－

在学生の 学修実態の把握

全国共通の質問項目により
全国の大学との比較分析や
各大学の教育改善に活用できます



調査の目的

急速な少子化の進展等、高等教育を取り巻く環境が大きく変動する中において、各大学は社会が期待する役割や求める人材像を自ら把握し意識しながら、各自の強み・特色を生かした教育研究活動について積極的に発信することにより、規模や立地、知名度等による入学者選抜の選抜性の高低によらず、教育研究の質の高度化に向けた取組について国際社会を含む外部から適切な評価を得ていくことがこれまで以上に求められています。このような状況を踏まえ、学修者本位の教育への転換を目指す取組の一環として、学修の主体である学生目線からの大学教育や学びの実態把握を通じて、以下①～④への活用を目的とする「全国学生調査」を実施します。

① 各大学

在学生の実態や意識、他大学との比較分析を踏まえた教育改善に活用すること

② 学生

これまでの学びを振り返り、今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の進路を考える上で一つの契機とすること

③ 大学進学希望者や地域社会等

各大学における学生の学修成果や大学全体の教育成果に関心を持ってもらい、大学に対する理解を深めてもらうこと

三

今後の政策立案に際しての基礎資料として活用すること

「知の総和」向上（答申）抜粋

情報公表の推進

学生目線から大学教育や学びの実態を把握するために国が試行実施している「全国学生調査」について、学生の学修成果に関する情報を他の大学・学部間でベンチマークできるという利点を十分に生かす形で、その調査結果を教育の質の向上に向けて積極的に活用することも重要である。

〈具体的方策〉

全国学生調査の活用

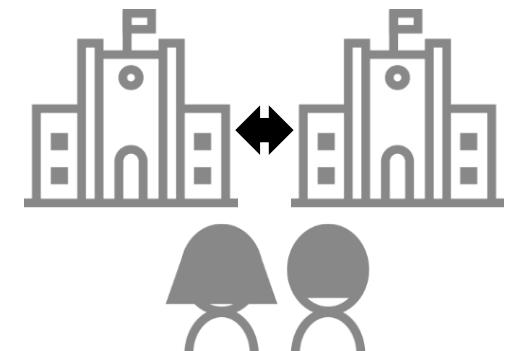
- ・ 全国学生調査の全校参加に向け、参加等に関するインセンティブの設定を行うとともに、円滑な調査の実施に向けて体制の整備を行う。
 - ・ 各高等教育機関における IR 等を通じた自己点検評価と認証評価での全国学生調査の結果の活用を促進するために周知等を行う。

本格実施に向けた全国学生調査の結果の活用策

◆ 結果公表の同意が得られた大学の調査結果の公表※

全国共通の質問項目により、学生目線から大学教育や学びの実態を他大学と比較することで、

- ・各大学が自大学の学生の実態や意識、他大学との比較分析を踏まえた教育改善に活用
- ・大学進学希望者やその保護者あるいは地域社会、産業界、海外の留学関係者等における、大学に対する理解の促進



※ 試行調査では公表していない。

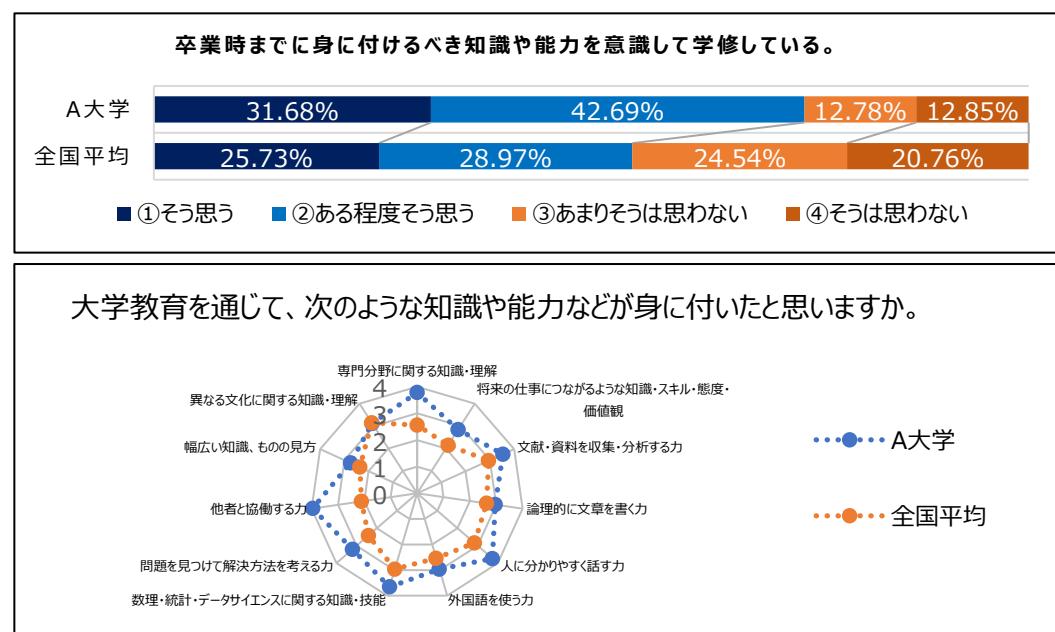
◆ 各質問項目の上位順(ポジティブリスト)の公表

各質問項目において、学部（学科）ごとに上位順に一覧化したものを公表

理解がしやすいように教え方が工夫されていた					
No.	大学名	学部	スコア	回答数	回答率
1	A大学	xx学部	xx	xx	xx%
2	B大学	xx学部	xx	xx	xx%
3	C大学	xx学部	xx	xx	xx%
4	D大学	xx学部	xx	xx	xx%
5	E大学	xx学部	xx	xx	xx%
6	F大学	xx学部	xx	xx	xx%
7	G大学	xx学部	xx	xx	xx%
8	H大学	xx学部	xx	xx	xx%
9	I大学	xx学部	xx	xx	xx%
10	J大学	xx学部	xx	xx	xx%

◆ 教学IRレポートの提供

調査結果をまとめた教学IRレポートなど、大学が利用しやすい資料を提供



※ ポジティブルリストの公表及び教学レポートの提供は、第4回試行実施においても実施。

令和7年度「全国学生調査（本格実施）」質問項目

- あなたが在籍する学部（学科）を選択してください。
- 学部（学科）の分野を選択してください。（自動表示）
- あなたの学年を選択してください。

問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどのくらいありましたか。

（選択肢：4:よくあった、3:ある程度あった、2:あまりなかった、1:なかった）

- 理解がしやすいように教え方が工夫されていた。
- 予習・復習など授業時間外に行うべき学習が指示される。
- 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却される。
- グループワークやディスカッションの機会がある。
- 質疑応答など、教員等との意見交換の機会がある。
- ティーチングアシスタントなどによる補助的な指導がある。

問2 大学在学中に経験した以下の項目はどの程度有用だったと感じますか。

経験していない場合は0を選択してください。

（選択肢：4:有用だった、3:ある程度有用だった、2:あまり有用ではなかった、1:有用ではなかった、0:経験していない）

- インターンシップ（5日間以上）
- 海外留学・海外研修（短期も含む）
- 主に英語で行われる授業の履修（語学科目を除く）

問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力などが身に付いたと思いますか。

（選択肢：4:身に付いた、3:ある程度身に付いた、2:あまり身に付いていない、1:身に付いていない）

- 専門分野に関する知識・理解
- 将来の仕事につながるような知識・スキル・態度・価値観
- 文献・資料を収集・分析する力
- 論理的に文章を書く力
- 人に分かりやすく話す力
- 外国語を使う力

- 数理・統計・データサイエンスに関する知識・技能
- 問題を見つけて解決方法を考える力
- 他者と協働する力
- 幅広い知識、ものの見方
- 異なる文化に関する知識・理解

問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。

（選択肢：4:そう思う、3:ある程度そう思う、2:あまりそうは思わない、1:そうは思わない）

- 卒業時までに身に付けるべき知識や能力を意識して学修している。
- 授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育が良くなっている。
- 教職員が熱心に教育に取り組んでいる。
- 大学の学びによって成長を実感している。

問5 今年度後期の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間は、それぞれどのくらいですか。

（選択肢：1:0時間、2:1-5時間、3:6-10時間、4:11-15時間、5:16-20時間、6:21-30時間、7:31時間以上）

- 授業への出席（実験・実習、オンライン授業を含む）
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作（Q3で2年生を選択すると非表示）
- 予習・復習・課題など授業に関する学習（卒業論文等は除く）
- 授業と直接関係しない自主的な学習
(学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等)
- 部活動／サークル活動
- アルバイト／定職

34. 本調査や、大学での学びについて意見がありましたら教えてください。 （自由記述）【調査方法①のみ】

現状・課題

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、学修者本位の教育へ転換を図るとともに、各大学が教育成果や教學に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことの重要性を指摘する一方、「**社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべき**」と提言された。

また、急速な少子化の進展等、高等教育を取り巻く環境が大きく変動する中において、各大学においては、規模や立地、知名度等による入学者選抜の選抜性の高低によらず、教育研究の質の高度化に向けた取組について国際社会を含む外部から適切な評価を得ていくことがこれまで以上に求められている。

目的

「全国学生調査」により、学修の主体である学生目線からの大学教育や学びの実態把握を通じて、以下のような活用を行うことを目的とする。

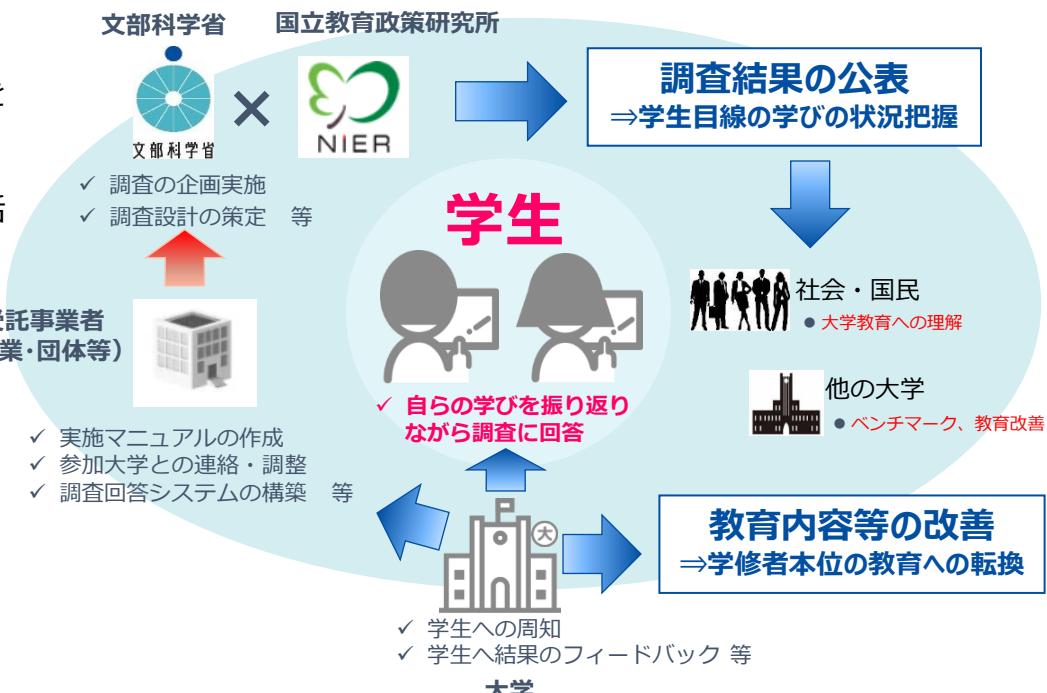
- 各大学が自大学の学生の実態や意識や他大学との比較分析を踏まえた教育改善に活用すること
- 大学進学希望者やその保護者あるいは地域社会、産業界、海外の留学関係者等から、各大学における学生の学修成果や大学全体の教育成果にこそ関心を持つてもらい、大学に対する理解を深めてもらうこと
- 今後の我が国における政策立案に際しての基礎資料として活用すること
- 学生一人一人にとって、これまでの学びを振り返ることで今後の学修や大学生活をより充実したものにしてもらうことや、卒業後の社会における自らの姿を考える上での一つの契機としてもらうこと

事業内容

● 全国学生調査に関する調査研究

0.1億円

令和7年度より「全国学生調査」の本格実施を行うに当たり、これまでに計4回実施した試行調査における課題に対応した円滑な実施サイクルを策定・実施することで、各大学における教育内容等の改善や国の政策立案における基礎資料としての活用に資する。



件数・単価 1箇所×1,000万円 交付先 企業・団体等

事業実施期間 令和7年度～令和9年度（予定）